

明市協第325号の2

平成26年2月6日

明石市監査委員 林 郁 朗 様  
同 星 川 啓 明 様  
同 富 田 賢 治 様  
同 尾 倉 あき子 様

明石市長 泉 房 穂

定期監査及び行政監査（コミュニティ推進部）の結果に対する  
措置について（通知）

みだしのこと、定期監査（コミュニティ推進部）の結果に対して、別紙  
のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により  
通知いたします。

- 1 監査の期間 平成 25 年 10 月 29 日から平成 25 年 12 月 25 日まで
- 2 監査の範囲 平成 25 年 8 月末日現在における財務に関する事務の  
執行状況
- 3 監査結果の受理日 平成 25 年 12 月 26 日
- 4 定期監査の措置内容

(監査の結果報告)

1 収入事務について

人権推進課において徴収している償還金のうち住宅資金貸付金については、明石市住宅新築資金等貸付条例及び阪神・淡路大震災に伴う明石市住宅新築資金等貸付条例の特例に関する条例（いずれも平成 9 年 4 月 1 日廃止）に基づき徴収している。

住宅資金貸付金の平成 25 年 8 月末日現在の償還状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調定額(円)	収入済額(円)	収入率(%)	収入未済額(円)
住宅資金貸 付金元利収 入	現年度分	4,803,800	1,033,023	21.5	3,770,777
	(内納期到来分)	(2,069,590)	(1,033,023)	(49.9)	(1,036,567)
	滞納繰越分	285,952,486	3,682,392	1.3	282,270,094
	計	290,756,286	4,715,415	1.6	286,040,871

注 1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

2 コミュニティ推進部提出資料による。

住宅資金貸付金元利収入の収入未済額は、現年度分で 3,770,777 円、滞納繰越分で 282,270,094 円となっている。

貸付金の償還対策として、催告状の送付、戸別訪問など滞納者及びその連帯保証人との接触を積極的に図り、各々の滞納者の生活実態に応じた納付指導等を行っている。また、資力がありながら償還に応じない悪質な滞納者には、法的措置も含めた厳格な対応を行うなど、償還事務の強化を図

られているところであるが、依然として多額の収入未済が生じている。

今後とも、債権管理について庁内関係部署と連携を深め、より効果的な徴収対策に取り組み、収入未済が早期に解消されるよう強く要望する。

(講じた措置)

措置年月日：平成 26 年 2 月 6 日

住宅資金貸付金の償還につきましては、滞納者に督促・催告書を送付し、あわせて夜間・休日を含めた戸別訪問や電話等により納付を促すとともに、分納等による納付指導に努めております。

また、より効果的に償還促進につながるよう、滞納対策マニュアルに基づいて個々のケースを精査する中で、滞納者それぞれに見合った徴収対策に取り組んでおります。特に、長期にわたる滞納者に対しては、連帯保証人を含め、生活実態の把握に努め、資力があるにもかかわらず償還に応じない悪質な滞納者には、法的措置を行うなど、厳格に対応しております。

今後につきましても、引き続き滞納者・連帯保証人の個々の状況を的確に把握する中で、よりきめ細やかな納付指導を行い、滞納の解消に努力をいたします。